

# 機構営農地耕作条件改善事業の概要

公益社団法人埼玉県農林公社  
(埼玉県農地中間管理機構)

## 1 事業実施要件

- (1) 令和7年度までに、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画が策定されることが確実と見込まれる区域
- (2) 事務費を除いた事業費が200万円以上
- (3) 受益者数2者以上
- (4) 農地中間管理機構との連携概要を策定※  
※ 農地中間管理事業の進め方、地域の概要、機構の活用イメージ(農地利用図)、機構の活用に関する創意工夫を記載
- (5) 受益面積の合計が2ha以上  
(ただし、整備面積20ha以上かつ市町村が該当地区の道路水路の整備計画を策定している場合、事業実施主体は農地中間管理機構(農業ビジネス支援課所管)ではなく、県(農村整備課所管)とする。)
- (6) 農地中間管理事業を活用し、目標年度までに担い手への農地集積率が80%以上となることが見込まれる区域

## 2 事業内容及び負担割合

- (1) 事業名  
国事業名：農地耕作条件改善事業(地域内農地集積型)  
県事業名：埼玉県農地中間管理機構農地耕作条件改善事業

- (2) 事業内容及び負担割合

公社事業名	工種	補助金		負担金(※2)	
		国費	県費(※1)	市町村費	農家
公社営 簡易基盤整備事業 (農地の区画拡大)	整地工 (区画拡大)	50%	27.5%	22.5%	
	事務費 (事業費×24%)	—	—	100%	
公社営 埼玉型ほ場整備事業 (換地を伴わない区画整理)	整地工 (区画拡大)	50%	27.5%	22.5%	
	道路、用・排水路等(※3)	50%	27.5%	22.5%	
	事務費(※4) (事業費×24%)	—	—	100%	

※1：補助金のうち県費については、県予算の範囲内。

※2：負担金割合は事業要望前までに市町村・農家調整にて決定。

※3：公社営埼玉型ほ場整備事業のうち、整地工以外の工種の単独実施は不可。

※4：実施地区の年度事業費が47,500千円を超える場合、事務費は定額11,400千円。

## 【事業実施状況】



整備



### 工事状況

